

香川県園芸総合センター及び隣接する山林の一部樹木伐採等業務仕様書

1 適用

この仕様書は、香川県園芸総合センター（以下「センター」という。）及び隣接する山林の一部樹木伐採等に係る業務に適用する。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称
香川県園芸総合センター及び隣接する山林の一部樹木伐採等業務
- (2) 業務の場所
高松市香南町岡字高根 1296-3（センター敷地、地目山林）
高松市香南町岡字寺奥 1174-1（隣接する山林）
- (3) 業務の期間
契約締結の日から令和9年3月19日まで

3 業務の内容

センターで行う花の生産振興、産地育成の総合指導に資する栽培管理の適正化及びセンター敷地内の来園者や管理者等（以下「来園者等」という。）の安全確保を図るため、2の(2)に掲げる場所における支障となる一部の樹木を伐採、処理（搬出・存置）することにより、花の栽培管理に必要な日照量の確保及び強風等によるセンター敷地内への倒伏・枝落ちによる来園者等への受傷や施設・設備の破損等の未然防止に資する。

- (1) 伐採する樹木の指定
別添「伐採する樹木の位置図」等を参考として、あらかじめ県が指定する樹木の中から、県と受託者との協議により方法を定めながら、伐採、処理する。
- (2) 伐採する樹木の優先順位
 - ① 県の敷地（高松市香南町岡字高根 1296-3）のクスノキ1本を伐採、処理する。
 - ② 隣接する山林（高松市香南町岡字寺奥 1174-1）のブナ科コナラ属（クヌギ、コナラ、カシ）及びその樹木の周辺に植生する竹など、あらかじめ県が指定する樹木の中から、支障となる度合いが高い樹木から伐採、処理する。
- (3) 作業の注意点
業務の実施に当たり、今回伐採しない樹木を傷つけないよう配慮するとともに、切断した樹木、枝葉が敷地内道路及び側溝等に落ちた場合は拾い上げること。
- (4) 作業前の確認、現場写真の撮影等
業務の実施に当たり、県担当者と現地において作業着手前に作業箇所、伐採する樹木等を確認すること。また、着手前及び完了後の写真は、地番や伐採するエリアごとに1カ所以上撮影すること。

4 安全の確保等

- (1) 業務の実施に当たり、「労働安全衛生法」等関係する法規の定めるところにより、常

に安全管理に必要な処置を講じ、作業員においてはヘルメット、安全ベスト、安全帯等の安全用具の着用を義務付けるなど、安全確保及び労働災害発生の防止に努めること。

- (2) 来園者等や駐車車両及び施設・設備に危害や損傷を与えないよう、現場に必要な作業標示、注意喚起、交通規制等の掲示看板を作成し来園者等が見やすい位置に設置するとともに、作業範囲をカラーコーン等で隔離するなど、作業箇所及びその周辺の安全確保に努めること。
- (3) 業務の実施に当たり、業務場所等で石油類等の危険物を使用する場合は、その使用頻度、使用量は最低限とし、その取扱い及び保管については関係法規の定めるところに従い、火災や水質汚濁の発生防止に万全の対策を講じること。
- (4) 受託者は、業務実施中に事故が発生又は事故を発見した場合、直ちに県担当者に連絡するとともに、県担当者が指定する期日までに、事故報告書を提出すること。なお、事故発生又は事故発見時に県担当者に連絡がつかない時は、速やかに、人命救助や火災消火等災害の拡大防止に係る必要な通報を所轄警察署、救急・消防署に行うものとする。

5 業務完了時の報告

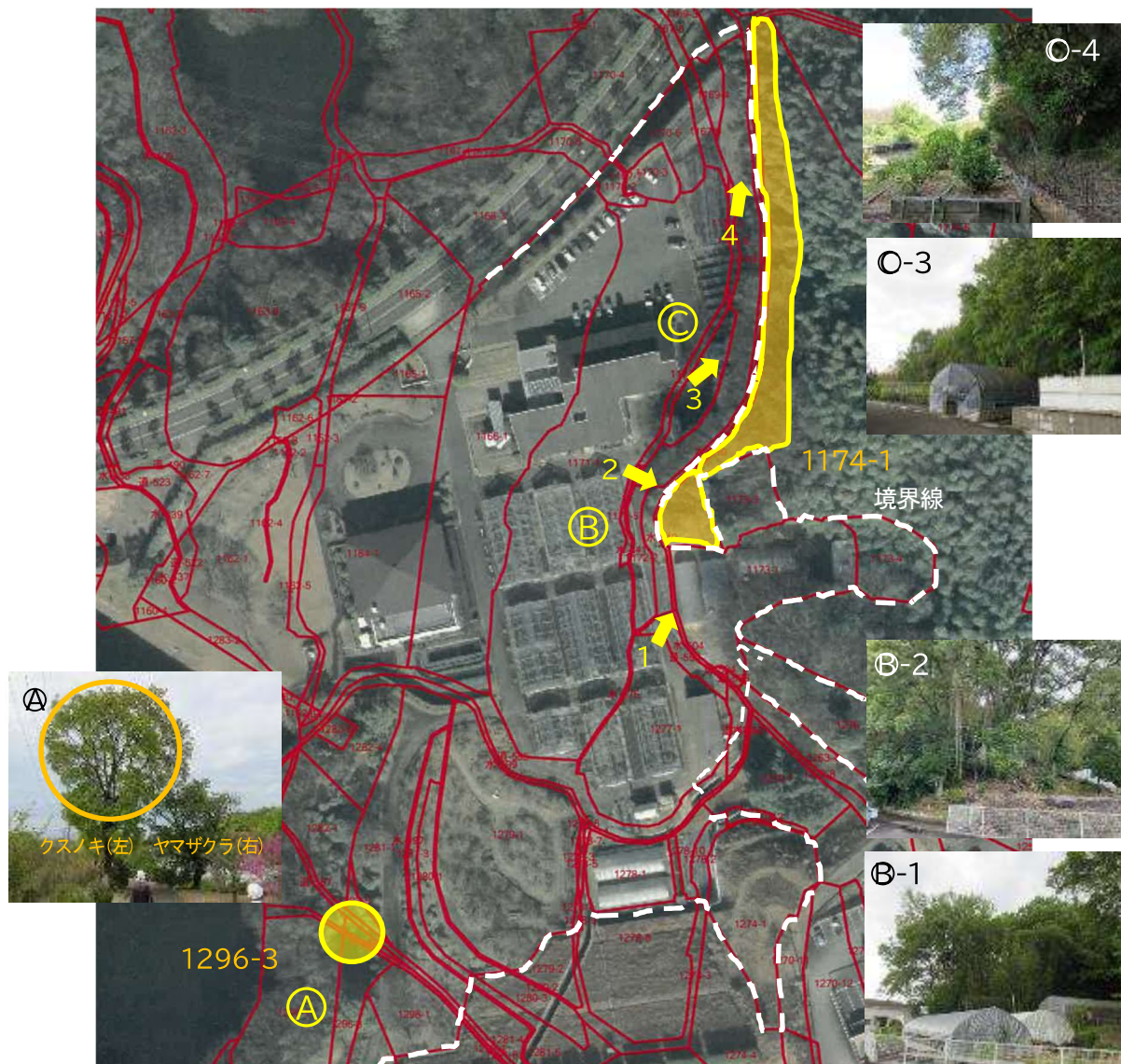
受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を提出すること。なお、報告書には業務実施の様子がわかる写真を添付すること。

6 その他

業務実施に当たり、問題又は疑義が生じた場合は、都度県担当者と協議し解決を図るものとする。

1 伐採する樹木の指定

- (1) 園芸総合センター（以下「センター」）敷地内のクスノキ（1296-3（地目：山林））
- (2) センター東側の隣接する民有地に植生する竹木（1174-1（地目：山林））
ブナ科コナラ属の樹木（クヌギ、コナラ、カシ）、竹など
 - ① 樹木の数量 ブナ科コナラ属 25 本程度
及びその周辺のセンター敷地への倒伏が懸念される竹
 - ② 樹木（ブナ科）の高さ 5メートル～25メートル程度



2 伐採する樹木の優先順位

1の(1)→(2)の順とする。1の(2)では、上記Bエリア→Cエリアの順に、県があらかじめ指定した樹木の中から伐採する。

3 処理方法

- (1) 伐採した樹木は、搬出・処理することを基本とする。
- (2) (1)によらず、植生地の地形、敷地境との距離、搬出機械の稼働範囲、植生地での効果的な更新の観点から、県との協議により存置することも可能とする。